

《中華人民共和国輸出管理法》公布条文（2020.10.17）と全人代常務委第2次草案（2020.7.3）対比表（Ver3）

2020.10.19 CISTEC 仮訳

* 条文の配列は公布条文に準じ、全人代常務委第2次草案で該当する条文を対応しており、第2次草案の条文配列は項番通りでないものもある。

* 全人代常務委第2次草案の仮訳、公布条文とも CISTEC ウェブサイトに掲載されているものをベースとする。

全人代常務委第2次草案（2020.7.3）	公布条文（2020.10.17）	主な変更ポイント解説
第一章 総則	第一章 総則	
<p>第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、輸出管理を強化・規範化するために、本法を制定する。</p>	<p>第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、輸出管理を強化・規範化するために、本法を制定する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第二条 国はデュアルユース品目、軍用品、核及びその他の<u>拡散防止等の国際義務の履行と国の安全の擁護</u>に関わる貨物、技術、サービス等の品目（以下、管理品目と総称）の輸出管理に対して、本法を適用する。</p> <p>本法に謂う輸出管理とは、国が中華人民共和国国内から国外に管理品目を移動する、及び中華人民共和国の公民、法人と非法人組織が外国の組織と個人に管理品目を提供することに対して、禁止あるいは制限措置を採ることを指す。</p> <p>本法に謂うデュアルユース品目とは、民事用途だけでなく、軍事用途あるいは軍事上の潜在力を向上するのに資する、特に大量破壊兵器の設計・開発・生産あるいは使用に用いることのできる貨物、技術とサービスを指す。</p> <p>本法に謂う軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生</p>	<p>第二条 国はデュアルユース品目、軍用品、核及びその他の<u>国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行</u>に関わる貨物、技術、サービス等の品目（以下、管理品目と総称）の輸出管理に対して、本法を適用する。</p> <p><u>前項に謂う管理品目には、品目に関わる技術資料等のデータを含まむものとする。</u></p> <p>本法に謂う輸出管理とは、国が中華人民共和国国内から国外に管理品目を移動する、及び中華人民共和国の公民、法人と非法人組織が外国の組織と個人に管理品目を提供することに対して、禁止あるいは制限措置を採ることを指す。</p> <p>本法に謂うデュアルユース品目とは、民事用途だけでなく、軍事用途あるいは軍事上の潜在力を向上するのに資する、特に<u>大量破壊兵器及びその運搬手段</u>の設計・開発・生産あるいは使用に用いることのできる貨物、技術とサービスを指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の安全の擁護」が「国の安全と利益の擁護」として最初に移動。 ・管理品目に「品目に関わる技術資料等のデータを含める」旨追加。 ・「大量破壊兵器」を「大量破壊兵器及びその運搬手段」に変更。

<p>産設備及びその他の関連する貨物、技術とサービスを指す。</p> <p>本法に謂う核とは、核物質、核設備、原子炉用非核材料及び関連技術とサービスを指す。</p>	<p>本法に謂う軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生産設備及びその他の関連する貨物、技術とサービスを指す。</p> <p>本法に謂う核とは、核物質、核設備、原子炉用非核材料及び関連技術とサービスを指す。</p>	
<p>第三条 輸出管理業務は総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、安全と発展を統一的に計画して、輸出管制管理とサービスを整備しなければならない。</p>	<p>第三条 輸出管理業務は総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、安全と発展を統一的に計画して、輸出管制管理とサービスを整備しなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第四条 国は統一的な輸出管理制度を執行し、<u>管理リスト</u>の策定、輸出許可の実施等の方法を通じて管理を行う。</p>	<p>第四条 国は統一的な輸出管理制度を執行し、管理リスト、<u>名簿あるいは目録 (以下、管理リストと総称)</u>の策定、輸出許可の実施などの方式を通じて管理を行う。</p>	<p>「名簿或いは目録」を追加。</p>

<p>第五条 国務院、中央軍事委員会の輸出管理の職能を担う部門（以下、国家輸出管制管理部門と総称）は、職責分業に基づいて輸出管理業務に責任を負う。国務院、中央軍事委員会のその他の関係部門は職責分業に基づいて輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p> <p>国は輸出管理業務の調整の仕組みを構築し、輸出管理業務の重大事項の調整を統一的に計画する。国家輸出管制管理部門と国務院の関係部門は密接に歩調を合わせ、情報共有を強化しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で輸出管理専門家に諮問する仕組みを構築し、輸出管理業務に助言的意見を提供する。</p> <p>国家輸出管制管理部門は適時に関連産業の輸出管理ガイドラインを公布し、<u>企業の経営規範化を指導する。</u></p> <p>省・自治区・直轄市の人民政府関係部門は法律・行政法規の規定に基づいて輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p>	<p>第五条 国務院、中央軍事委員会の輸出管理の職能を担う部門（以下、国家輸出管制管理部門と総称）は、職責分業に基づいて輸出管理業務に責任を負う。国務院、中央軍事委員会のその他の関係部門は職責分業に基づいて輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p> <p>国は輸出管理業務の調整の仕組みを構築し、輸出管理業務の重大事項の調整を統一的に計画する。国家輸出管制管理部門と国務院の関係部門は密接に歩調を合わせ、情報共有を強化しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で輸出管理専門家に諮問する仕組みを構築し、輸出管理業務に助言的意見を提供する。</p> <p>国家輸出管制管理部門は適時に関連産業の輸出管理ガイドラインを公布し、<u>輸出者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築・整備し、経営を規範化する</u><u>ことを指導する。</u></p> <p>省・自治区・直轄市の人民政府関係部門は法律・行政法規の規定に基づいて輸出管理に関わる業務に責任を負う。</p>	<p>「企業の経営規範化」の内容を更に具体化。</p>
<p>第六条 国は輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際ルール of 制定に参加する。</p>	<p>第六条 国は輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際ルール of 制定に参加する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第七条 輸出者は法に基づいて関連する商会、協会等の業界の自主規制機関を設立し、これに参加することができる。</p> <p>関連する商会・協会等の業界の自主規制機関は法律・行政法規を遵守し、規約に基づいてその成員に輸出管理に</p>	<p>第七条 輸出者は法に基づいて関連する商会、協会等の業界の自主規制機関を設立し、これに参加することができる。</p> <p>関連する商会・協会等の業界の自主規制機関は法律・行政法規を遵守し、規約に基づいてその成員に輸出管理に</p>	<p>変更なし。</p>

関わるサービスを提供し、協調と自立という役割を果たさなければならない。	関わるサービスを提供し、協調と自立という役割を果たさなければならない。	
第二章 管理政策、管理リストと管理措置	第二章 管理政策、管理リストと管理措置	
第一節 一般規定	第一節 一般規定	
<p>第八条 国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で輸出管理政策を策定し、そのうち重大な政策は国務院に承認を求め、あるいは国務院、中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は管理品目を輸出する仕向国と地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を採ることができる。</p>	<p>第八条 国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で輸出管理政策を策定し、そのうち重大な政策は国務院に承認を求め、あるいは国務院、中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は管理品目を輸出する仕向国と地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を採ることができる。</p>	変更なし。
<p>第九条 国家輸出管制管理部門は本法と関連法律・行政法規の規定に依拠して、輸出管理政策に基づき、規定の手順に照らして関係部門と共同で管理品目の輸出管理リストを策定・調整し、且つ速やかに公布する。</p> <p><u>拡散防止などの国際義務を履行し、国の安全を守る必要に基づき、</u>国務院の承認を経て、あるいは国務院・中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は輸出管理リスト以外の貨物、技術とサービスに対して臨時管理を実施し、公告することができる。臨時管理の実施期限は2年を超えないものとする。臨時管理の実施期限が満了する前に速やかに評価を行い、評価結果に基づいて臨時管理を取り消す、臨時管理を延長する、あるいは臨時管理品目を輸出管理リストに加えるかを決定しなければならない。</p>	<p>第九条 国家輸出管制管理部門は本法と関連法律・行政法規の規定に依拠して、輸出管理政策に基づき、規定の手順に照らして関係部門と共同で管理品目の輸出管理リストを策定・調整し、且つ速やかに公布する。</p> <p><u>国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づき、</u>国務院の承認を経て、あるいは国務院・中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は輸出管理リスト以外の貨物、技術とサービスに対して臨時管理を実施し、公告することができる。臨時管理の実施期限は2年を超えないものとする。臨時管理の実施期限が満了する前に速やかに評価を行い、評価結果に基づいて臨時管理を取り消す、臨時管理を延長する、あるいは臨時管理品目を輸出管理リストに加えるかを決定しなければならない。</p>	「国の安全を守る」が「国の安全と利益を守る」として順序を前に移動。
第十条 拡散防止などの国際義務を履行し、国の安全を守	第十条 <u>国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を</u>	「国の安全を守る」が「国の安全と利益を

<p>る必要に基づき、<u>国務院の承認</u>を経て、あるいは国務院・中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で関連する管理品目の輸出を禁止する、あるいは関連する管理品目を特定の仕向国と地域、特定の組織と個人に輸出することを禁止することができる。</p>	<p><u>履行する必要に基づき</u>、国務院の承認を経て、あるいは国務院・中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管制管理部門は関係部門と共同で関連する管理品目の輸出を禁止する、あるいは関連する管理品目を特定の仕向国と地域、特定の組織と個人に輸出することを禁止することができる。</p>	<p>守る」として順序を前に移動。</p>
<p>第十一条 輸出者が管理品目の輸出に従事するには、本法と関連法律・行政法規の規定を遵守しなければならない；法に基づいて関連する管理品目の輸出経営資格を取得する必要のあるものは、相応の資格を取得しなければならない。</p>	<p>第十一条 輸出者が管理品目の輸出に従事するには、本法と関連法律・行政法規の規定を遵守しなければならない；法に基づいて関連する管理品目の輸出経営資格を取得する必要のあるものは、相応の資格を取得しなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第十二条 国は管理品目の輸出に対して許可制度を実施する。</p> <p>輸出管理リストに記載された管理品目あるいは臨時管理品目の輸出において、輸出者は国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>輸出管理リストに記載された管理品目及び臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスにおいて、関連する貨物、技術とサービスに以下のリスクが存在する可能性のあることを、輸出者は知っている、あるいは知っていなければならない、又は国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合は、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない：</p> <p>(一) <u>国の安全に</u>危害を及ぼす；</p> <p>(二) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる；</p>	<p>第十二条 国は管理品目の輸出に対して許可制度を実施する。</p> <p>輸出管理リストに記載された管理品目あるいは臨時管理品目の輸出において、輸出者は国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。</p> <p>輸出管理リストに記載された管理品目及び臨時管理品目以外の貨物・技術とサービスにおいて、関連する貨物、技術とサービスに以下のリスクが存在する可能性のあることを、輸出者は知っている、あるいは知っていなければならない、又は国家輸出管制管理部門の通知を受けた場合は、国家輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない：</p> <p>(一) <u>国の安全と利益に</u>危害を及ぼす；</p> <p>(二) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産あるいは使用に用いられる；</p>	<p>「(一) 国の安全に」を「(一) 国の安全と利益に」に変更。</p>

<p>(三) テロリズムの目的に用いられる。</p> <p>輸出者が、輸出しようとする貨物、技術とサービスが本法に規定する管理品目に該当するか否かを確定できずに、国家輸出管制管理部門に相談した場合は、国家輸出管制管理部門は速やかに回答しなければならない。</p>	<p>(三) テロリズムの目的に用いられる。</p> <p>輸出者が、輸出しようとする貨物、技術とサービスが本法に規定する管理品目に該当するか否かを確定できずに、国家輸出管制管理部門に相談した場合は、国家輸出管制管理部門は速やかに回答しなければならない。</p>	
<p>第十三条 国家輸出管制管理部門は以下の要素を総合的に考慮し、輸出者の管理品目の輸出申請に対して審査を行い、許可あるいは不許可を決定する：</p> <p>(一) 国際義務と対外誓約</p> <p>(二) <u>国家安全</u>；</p> <p>(三) 輸出の種類；</p> <p>(四) 管理品目の機微程度；</p> <p>(五) 輸出仕向国或いは地域；</p> <p>(六) エンドユーザーと最終用途</p> <p>(七) 輸出者の関連する信用記録；</p> <p>(八) 法律・行政法規で規定するその他の要素。</p>	<p>第十三条 国家輸出管制管理部門は以下の要素を総合的に考慮し、輸出者の管理品目の輸出申請に対して審査を行い、許可あるいは不許可を決定する：</p> <p>(一) <u>国の安全と利益</u>；</p> <p>(二) 国際義務と対外誓約；</p> <p>(三) 輸出の種類；</p> <p>(四) 管理品目の機微程度；</p> <p>(五) 輸出仕向国あるいは地域；</p> <p>(六) エンドユーザーと最終用途</p> <p>(七) 輸出者の関連する信用記録；</p> <p>(八) 法律・行政法規で規定するその他の要素。</p>	<p>先回の(二)「国家安全」が「国の安全と利益」となり、(一)に順位変更。</p>
<p>第十四条 輸出者が輸出管理の<u>内部コンプライアンス審査制度</u>を構築し、かつ運用状況の良好であれば、国家輸出管制管理部門はその関連する管理品目の輸出に対して包括許可等の<u>許可に関する便宜措置</u>を与えることができる。具体的な方法は国家輸出管制管理部門が規定する。</p>	<p>第十四条 輸出者が輸出管理の<u>内部コンプライアンス制度</u>を構築し、かつ運用状況の良好であれば、国家輸出管制管理部門はその関連する管理品目の輸出に対して包括許可等の<u>便宜措置</u>を与えることができる。具体的な方法は国家輸出管制管理部門が規定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「内部コンプライアンス審査制度」を「内部コンプライアンス制度」に変更。 ・「許可に関する便宜措置」を「便宜措置」に変更。
<p>第十五条 輸出者は国家輸出管制管理部門に<u>エンドユーザーと最終用途の証明書</u>を提出しなければならないが、関連する証明文書はエンドユーザーあるいはエンドユーザーの所在する国や地域の政府機関が発行したものとする。</p>	<p>第十五条 輸出者は国家輸出管制管理部門に<u>管理品目のエンドユーザーと最終用途の証明書</u>を提出しなければならないが、関連する証明文書はエンドユーザーあるいはエンドユーザーの所在する国や地域の政府機関が発行したものとする。</p>	<p>「管理品目の」エンドユーザーと最終用途証明書に限定された。</p>

<p>第十六条 管理品目のエンドユーザーは、国家輸出管制管理部門の許可なく、無断で管理品目の最終用途を変更してはならないこと、又いかなる第三者にも譲渡してはならないことを誓約しなければならない。</p> <p>輸出者、輸入業者はエンドユーザーあるいは最終用途が変更される可能性のあることに気づいた場合は、規定に基づいて速やかに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。</p>	<p>第十六条 管理品目のエンドユーザーは、国家輸出管制管理部門の許可なく、無断で管理品目の最終用途を変更してはならないこと、又いかなる第三者にも譲渡してはならないことを誓約しなければならない。</p> <p>輸出者、輸入業者はエンドユーザーあるいは最終用途が変更される可能性のあることに気づいた場合は、規定に基づいて速やかに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第十七条 国家輸出管制管理部門は管理品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、管理品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価・チェックを行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。</p>	<p>第十七条 国家輸出管制管理部門は管理品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、管理品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価・チェックを行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する：</p> <p>(一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの；</p> <p>(二) <u>国の安全に</u>危害を及ぼす恐れのあるもの；</p> <p>(三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。</p> <p>規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。</p> <p>輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。</p>	<p>第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する：</p> <p>(一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの；</p> <p>(二) <u>国の安全と利益に</u>危害を及ぼす恐れのあるもの；</p> <p>(三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。</p> <p>規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。</p> <p>輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。</p> <p><u>輸出者が特殊な状況下において、確かに規制リストに加</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(二)の「国の安全に」を「国の安全と利益に」に変更。 ・輸出者が特殊な状況で規制リスト掲載者と取引を行う場合の申請制度を追加。

	<p><u>えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行う必要のある場合は、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。</u></p> <p><u>規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーは措置を採ることによって、第一項に規定した状況がなくなった場合は、国家輸出管制管理部門に規制リストからの削除を申請することができる；国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、規制リストに加えた輸入業者、エンドユーザーを規制リストから削除するかを決定することができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出者特殊な状況で規制リスト掲載者と取引を行う場合に申請出来る制度を追加。 ・規制リスト掲載者が是正措置を講じた場合に、規制リストから削除される制度を追加。
<p>第十九条 貨物を輸出する荷主あるいは代理通関業者が管理貨物を輸出する際、海関（税関）に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出して検査を受け、また国の関連規定に基づいて通関手続きを行わなければならない。</p> <p>貨物を輸出する荷主が海関（税関）に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出せずに検査を受け、海関（税関）が証拠をもって輸出する貨物が、輸出管理の範囲に該当する可能性があると明らかにした場合は、貨物を輸出する荷主に対して質疑を行わなければならない；海関（税関）は国家輸出管制管理部門に鑑定を行うよう提起し、また国家輸出管制管理部門が出した鑑定結論を根拠として法に基づいて処置することができる。鑑定あるいは質疑を行っている期間、海関（税関）は輸出する貨物の通関を許可しない。</p>	<p>第十九条 貨物を輸出する荷主あるいは代理通関業者が管理貨物を輸出する際、海関（税関）に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出して検査を受け、また国の関連規定に基づいて通関手続きを行わなければならない。</p> <p>貨物を輸出する荷主が海関（税関）に国家輸出管制管理部門が発布した許可証を提出せずに検査を受け、海関（税関）が証拠をもって輸出する貨物が、輸出管理の範囲に該当する可能性があると明らかにした場合は、貨物を輸出する荷主に対して質疑を行わなければならない；海関（税関）は国家輸出管制管理部門に鑑定を行うよう提起し、また国家輸出管制管理部門が出した鑑定結論を根拠として法に基づいて処置することができる。鑑定あるいは質疑を行っている期間、海関（税関）は輸出する貨物の通関を許可しない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第二十条 いかなる組織と個人も輸出者の輸出管理違法</p>	<p>第二十条 いかなる組織と個人も輸出者の輸出管理違法</p>	<p>変更なし。</p>

行為のために代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供してはならない。	行為のために代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供してはならない。	
第二節 デュアルユース品目の輸出管理	第二節 デュアルユース品目の輸出管理	
第二十一条 輸出者は国家デュアルユース品目輸出管制管理部門にデュアルユース品目の輸出を申請する際、法律・行政法規の規定に従って関連する資料をありのままに提出しなければならない。	第二十一条 輸出者は国家デュアルユース品目輸出管制管理部門にデュアルユース品目の輸出を申請する際、法律・行政法規の規定に従って関連する資料をありのままに提出しなければならない。	変更なし。
第二十二条 国家デュアルユース品目輸出管制管理部門はデュアルユース品目の輸出申請を受理した場合は、単独あるいは関連部門と共同で本法と関連法律・行政法規の規定に基づいて、デュアルユース品目の輸出申請に対して審査を行い、また法定の期限内に許可あるいは不許可を決定する。許可の決定を与えたものは、証書発行機関が一括して輸出許可証を発布する。	第二十二条 国家デュアルユース品目輸出管制管理部門はデュアルユース品目の輸出申請を受理した場合は、単独あるいは関連部門と共同で本法と関連法律・行政法規の規定に基づいて、デュアルユース品目の輸出申請に対して審査を行い、また法定の期限内に許可あるいは不許可を決定する。許可の決定を与えたものは、証書発行機関が一括して輸出許可証を発布する。	変更なし。
第三節 軍用品の輸出管理	第三節 軍用品の輸出管理	
第二十三条 国は軍用品の輸出専売制度を実行する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品の輸出専売資格を取得し、且つ定められた経営範囲（事業内容）内で軍用品の輸出活動に従事しなければならない。軍用品の輸出専売資格は国家軍用品輸出管制管理部門が審査・承認を行う。	第二十三条 国は軍用品の輸出専売制度を実行する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品の輸出専売資格を取得し、且つ定められた経営範囲（事業内容）内で軍用品の輸出活動に従事しなければならない。軍用品の輸出専売資格は国家軍用品輸出管制管理部門が審査・承認を行う。	変更なし。
第二十四条 軍用品の輸出者は管理政策と製品の属性に基づいて、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品の輸出の立案、軍用品輸出プロジェクト、軍用品輸出契約の審査承認手続きを申請しなければならない。	第二十四条 軍用品の輸出者は管理政策と製品の属性に基づいて、国家軍用品輸出管制管理部門に軍用品の輸出の立案、軍用品輸出プロジェクト、軍用品輸出契約の審査承認手続きを申請しなければならない。	変更なし。

<p>重大な軍用品輸出の立案、重大な軍用品の輸出プロジェクト、重大な軍用品輸出契約には、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で審査を行い、国務院・中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない</p>	<p>重大な軍用品輸出の立案、重大な軍用品の輸出プロジェクト、重大な軍用品輸出契約には、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で審査を行い、国務院・中央軍事委員会に報告し承認を求めなければならない</p>	
<p>第二十五条 軍用品の輸出者は軍用品を輸出する前に、国家軍用品輸出管制管理部門に申請して軍用品輸出許可証を受領しなければならない。</p> <p>軍用品輸出者は軍用品を輸出する際、海関（税関）に国家軍用品輸出管制管理部門が発布した許可証を提出して検査を受け、且つ国の関連規定に基づいて通関手続きを行わなければならない。</p>	<p>第二十五条 軍用品の輸出者は軍用品を輸出する前に、国家軍用品輸出管制管理部門に申請して軍用品輸出許可証を受領しなければならない。</p> <p>軍用品輸出者は軍用品を輸出する際、海関（税関）に国家軍用品輸出管制管理部門が発布した許可証を提出して検査を受け、且つ国の関連規定に基づいて通関手続きを行わなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第二十六条 軍用品の輸出者は承認を得た軍用品輸出運輸業者に委託して軍用品の輸出運輸と関係業務を処理しなければならない。具体的な方法は、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で規定する。</p>	<p>第二十六条 軍用品の輸出者は承認を得た軍用品輸出運輸業者に委託して軍用品の輸出運輸と関係業務を処理しなければならない。具体的な方法は、国家軍用品輸出管制管理部門が関連部門と共同で規定する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第二十七条 軍用品の輸出者あるいは科研・生産団体が国際的な軍用品の展覧会に参加するには、手順に基づいて国家軍用品輸出管制管理部門に許認可手続きを行わなければならない。</p>	<p>第二十七条 軍用品の輸出者あるいは科研・生産団体が国際的な軍用品の展覧会に参加するには、手順に基づいて国家軍用品輸出管制管理部門に許認可手続きを行わなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第三章 監督管理</p>	<p>第三章 監督管理</p>	
<p>第二十八条 国家輸出管制管理部門は法に基づいて、管理品目の輸出活動に対して監督検査を行う。</p> <p>国家輸出管制管理部門は本法の規定に違反する疑いのある行為に対して調査を行い、以下の措置を採ることができる：</p> <p>（一）調査対象者の営業場所あるいはその他の関連場所</p>	<p>第二十八条 国家輸出管制管理部門は法に基づいて、管理品目の輸出活動に対して監督検査を行う。</p> <p>国家輸出管制管理部門は本法の規定に違反する疑いのある行為に対して調査を行い、以下の措置を採ることができる：</p> <p>（一）調査対象者の営業場所あるいはその他の関連場所</p>	<p>変更なし。</p>

<p>に入り検査を行う；</p> <p>(二) 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織あるいは個人に質問し、調査対象事件に関わる事項について説明するよう求める；</p> <p>(三) 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織あるいは個人の関連する証明書、協議書、会計帳簿、業務上の手紙・電報などの書類・資料を読み調べる、複製する；</p> <p>(四) 輸出に用いる輸送手段を検査し、疑いのある輸出品目の積込を阻止する、不法に輸出された品目を返送するよう命じる；</p> <p>(五) 事件に関わる品目を差押、押収する；</p> <p>(六) 調査対象者の銀行口座を照会する。</p> <p>前項第五項、第六項の措置を採るには、国家輸出管制管理部門の責任者の書面による承認を得なければならない。</p>	<p>に入り検査を行う；</p> <p>(二) 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織あるいは個人に質問し、調査対象事件に関わる事項について説明するよう求める；</p> <p>(三) 調査対象者、利害関係者及びその他の関連組織あるいは個人の関連する証明書、協議書、会計帳簿、業務上の手紙・電報などの書類・資料を読み調べる、複製する；</p> <p>(四) 輸出に用いる輸送手段を検査し、疑いのある輸出品目の積込を阻止する、不法に輸出された品目を返送するよう命じる；</p> <p>(五) 事件に関わる品目を差押、押収する；</p> <p>(六) 調査対象者の銀行口座を照会する。</p> <p>前項第五項、第六項の措置を採るには、国家輸出管制管理部門の責任者の書面による承認を得なければならない。</p>	
<p>第二十九条 国家輸出管制管理部門は法に基づいて職責を履行し、国務院の関連部門、地方人民政府とその関連部門は協力しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は単独あるいは関連部門と共同で法に基づいて監督検査と調査業務を行い、関連組織と個人は協力しなければならない、拒絶・妨害してはならない。</p> <p>関連する国家機関とその業務従事者は、調査中に知り得た国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーと個人情報に対して法に基づいて秘密保守義務を負う。</p>	<p>第二十九条 国家輸出管制管理部門は法に基づいて職責を履行し、国務院の関連部門、地方人民政府とその関連部門は協力しなければならない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は単独あるいは関連部門と共同で法に基づいて監督検査と調査業務を行い、関連組織と個人は協力しなければならない、拒絶・妨害してはならない。</p> <p>関連する国家機関とその業務従事者は、調査中に知り得た国家秘密、商業秘密と個人のプライバシーと個人情報に対して法に基づいて秘密保守義務を負う。</p>	<p>変更なし。</p>

<p>第三十条 管理品目の輸出管理を強化し、管理品目輸出の違法リスクを防止する為、国家輸出管制管理部門は勧告、警告状の発行等の措置を採ることができる。</p>	<p>第三十条 管理品目の輸出管理を強化し、管理品目輸出の違法リスクを防止する為、国家輸出管制管理部門は勧告、警告状の発行等の措置を採ることができる。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第三十一条 本法での規定に違反する疑いのある行為に対して、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を持ち、国家輸出管制管理部門は通報を受けた後、法に基づいて速やかに処理、且つ通報者の秘密を守らなければならない。</p>	<p>第三十一条 本法での規定に違反する疑いのある行為に対して、いかなる組織と個人も国家輸出管制管理部門に通報する権利を持ち、国家輸出管制管理部門は通報を受けた後、法に基づいて速やかに処理、且つ通報者の秘密を守らなければならない。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第三十二条 国家輸出管制管理部門は締結、あるいは参加している国際条約に基づいて、又は平等互惠の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と輸出管理の協力と交流を行う。</p> <p>中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。；<u>国の安全</u>に危害を及ぼす恐れのあるものは、提供してはならない。</p>	<p>第三十二条 国家輸出管制管理部門は締結、あるいは参加している国際条約に基づいて、又は平等互惠の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と輸出管理の協力と交流を行う。</p> <p>中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。；<u>国の安全と利益</u>に危害を及ぼす恐れのあるものは、提供してはならない。</p>	<p>「国の安全に」を「国の安全と利益に」に変更。</p>
<p>第四章 法的責任</p>	<p>第四章 法的責任</p>	
<p>第三十三条 輸出者が、関連する管理品目の輸出経営資格を取得せずに管理品目に関わる輸出に従事した場合は、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 50 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万人民元に満たないものは、50 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する。</p>	<p>第三十三条 輸出者が、関連する管理品目の輸出経営資格を取得せずに管理品目に関わる輸出に従事した場合は、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 50 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万人民元に満たないものは、50 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第三十四条 輸出者に以下の行為の一つがあれば、違法</p>	<p>第三十四条 輸出者に以下の行為の一つがあれば、違法</p>	

<p>行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 50 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万人民元に満たないものは、50 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま輸出経営資格を取り上げる：</p> <p>(一) 許可を得ずに無断で管理品目を輸出する；</p> <p>(二) 輸出許可証で定めた許可範囲を超えて管理品目を輸出する；</p> <p>(三) 輸出を禁止する管理品目を輸出する。</p>	<p>行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 50 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 50 万人民元に満たないものは、50 万人民元以上 500 万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま<u>関連する管理品目の輸出経営資格</u>を取り上げる：</p> <p>(一) 許可を得ずに無断で管理品目を輸出する；</p> <p>(二) 輸出許可証で定めた許可範囲を超えて管理品目を輸出する；</p> <p>(三) 輸出を禁止する管理品目を輸出する。</p>	<p>「輸出経営資格」を「関連する管理品目の輸出経営資格」に限定。</p>
<p>第三十五条 詐欺、賄賂等の不当な手段で管理品目の輸出許可証を取得した、あるいは管理品目の輸出許可証を不法に譲渡したものは、許可を取り消し、輸出許可証を取り上げ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 20 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 20 万人民元に満たないものは、20 万人民元以上 200 万人民元以下の罰金を併科する。</p> <p>管理品目の輸出許可証を偽造、変造、売買したものは、違法所得を没収し、違法経営額が 5 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 5 万人民元に満たないものは、5 万人民元以上 50 万人民元以下の罰金を併科する。</p>	<p>第三十五条 詐欺、賄賂等の不当な手段で管理品目の輸出許可証を取得した、あるいは管理品目の輸出許可証を不法に譲渡したものは、許可を取り消し、輸出許可証を取り上げ、違法所得を没収することとし、違法経営額が 20 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 20 万人民元に満たないものは、20 万人民元以上 200 万人民元以下の罰金を併科する。</p> <p>管理品目の輸出許可証を偽造、変造、売買したものは、違法所得を没収し、違法経営額が 5 万人民元以上のものは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が 5 万人民元に満たないものは、5 万人民元以上 50 万人民元以下の罰金を併科する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第三十六条 輸出者が輸出管理違法行為に従事している</p>	<p>第三十六条 輸出者が輸出管理違法行為に従事している</p>	<p>変更なし。</p>

<p>と明らかに分かっている、尚これに代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供したものは、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が10万人民元以上のものは、違法経営額の3倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が10万人民元に満たないものは、10万人民元以上50万人民元以下の罰金を併科する。</p>	<p>と明らかに分かっている、尚これに代理、貨物輸送、配達、通関、第三者電子商取引プラットフォームと金融等のサービスを提供したものは、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が10万人民元以上のものは、違法経営額の3倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が10万人民元に満たないものは、10万人民元以上50万人民元以下の罰金を併科する。</p>	
<p>第三十七条 輸出者が本法第十八条第三項の規定に違反した場合は、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が50万人民元以上のものは、違法経営額の10倍以上20倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が50万人民元に満たないものは、50万人民元以上500万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま輸出経営資格を取り上げる。</p>	<p>第三十七条 輸出者が<u>本法の規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行った場合は</u>、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収することとし、違法経営額が50万人民元以上のものは、違法経営額の10倍以上20倍以下の罰金を併科する；違法経営額がない、あるいは違法経営額が50万人民元に満たないものは、50万人民元以上500万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま<u>関連する管理品目の輸出経営資格</u>を取り上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「違反した場合」を具体化。 ・「輸出経営資格」を「関連する管理品目の輸出経営資格」に限定。
<p>第三十八条 輸出者が監督検査を拒絶、妨害した場合は、警告を与え、10万人民元以上30万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま輸出経営資格を取り上げる。</p>	<p>第三十八条 輸出者が監督検査を拒絶、妨害した場合は、警告を与え、10万人民元以上30万人民元以下の罰金を併科する；情状の深刻なものは、業務を停止して立て直すよう命じ、そのまま<u>関連する管理品目の輸出経営資格</u>を取り上げる。</p>	<p>「輸出経営資格」を「関連する管理品目の輸出経営資格」に限定。</p>
<p>第三十九条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出者は、処罰が決定し効力を発した日より、国家輸出管制管理部門は、5年以内はその輸出者が提出した輸出許可申請</p>	<p>第三十九条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出者は、処罰が決定し効力を発した日より、国家輸出管制管理部門は、5年以内はその輸出者が提出した輸出許可申請</p>	<p>変更なし。</p>

<p>を受理しなくてもよい；その直接責任を負う主管者とその他の直接責任を負う人員に対して、それらが 5 年以内に輸出経営に関わる活動に従事することを禁止することができ、輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたものは、終身で輸出経営に関わる活動に従事することができない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は、法に基づいて、輸出者が本法に違反した状況を信用記録に加える。</p>	<p>を受理しなくてもよい；その直接責任を負う主管者とその他の直接責任を負う人員に対して、それらが 5 年以内に輸出経営に関わる活動に従事することを禁止することができ、輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたものは、終身で輸出経営に関わる活動に従事することができない。</p> <p>国家輸出管制管理部門は、法に基づいて、輸出者が本法に違反した状況を信用記録に加える。</p>	
<p>第四十条 本法に規定する輸出管理違法行為は、国家輸出管制管理部門が<u>調査と処罰</u>を行う；法律・行政法規で海関（税関）が<u>調査と処罰</u>を行うと規定するものは、海関（税関）が本法に基づいて<u>調査と処罰</u>を行う。</p>	<p>第四十条 本法に規定する輸出管理違法行為は、国家輸出管制管理部門が<u>処罰</u>を行う；法律・行政法規で海関（税関）が<u>処罰</u>を行うと規定するものは、海関（税関）が本法に基づいて<u>処罰</u>を行う。</p>	<p>「調査と処罰」が「処罰」に変更。</p>
<p>第四十一条 関連組織あるいは個人が国家輸出管制管理部門の不許可の決定に対して不服であれば、法に基づいて行政再議を申請することができる。行政再議の決定を最終裁決とする。</p>	<p>第四十一条 関連組織あるいは個人が国家輸出管制管理部門の不許可の決定に対して不服であれば、法に基づいて行政再議を申請することができる。行政再議の決定を最終裁決とする。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第四十二条輸出管制管理に従事する国の業務従事者が職責をおろそかにする、私欲の為に不正を働く、職権を濫用した場合は、法に基づいて処分する。</p>	<p>第四十二条輸出管制管理に従事する国の業務従事者が職責をおろそかにする、私欲の為に不正を働く、職権を濫用した場合は、法に基づいて処分する。</p>	<p>変更なし。</p>
<p>第四十三条 本法の規定に違反し、<u>犯罪を構成するものは、法に基づいて刑事責任を追究する。</u></p>	<p>第四十三条 <u>本法の輸出管制管理に関わる規定に違反し、国の安全と利益に危害を及ぼした場合は、本法の規定に基づいて処罰する外に、さらに関連法律・行政法規の規定に基づいて処理と処罰を行わなければならない。</u></p> <p>本法の規定に違反し、<u>国が輸出を禁止する管理品目を輸出した、あるいは許可を得ずに管理品目を輸出した場合は、法に基づいて刑事責任を追究する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一項に「本法の関連輸出管制管理規定に違反し、国の安全と利益に危害を及ぼす場合は、輸出管理法以外の法律法規の罰則も適用されることを追加。 ・ 刑事責任も追究される行為を具体化。

第四十四条 中華人民共和国国外の組織と個人が、本法の関連輸出管制管理規定に違反し、 <u>拡散防止等の国際義務の履行を妨害し、中華人民共和国の国の安全と利益に危害を及ぼした場合は、法に基づいて処理し、且つその法的責任を追求する。</u>	第四十四条 中華人民共和国の国外の組織と個人が、本法の輸出管制管理に関わる規定に違反し、 <u>中華人民共和国の国の安全と利益に危害を及ぼし、</u> 拡散防止等の国際義務の履行を妨害した場合は、法に基づいて処理し、且つその法的責任を追求する。	「国の安全と利益に危害を及ぼし」の順序を前に移動。
第五章 附則	第五章 附則	
第四十五条 管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出あるいは保税区、輸出加工区等の海関（税関）の特殊管理区域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外への輸出は、本法の関連規定に基づいて実行する。	第四十五条 管理品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出あるいは保税区、輸出加工区等の海関（税関）の特殊管理区域や輸出管理倉庫、保税物流センター等の保税管理場所から国外への輸出は、本法の関連規定に基づいて実行する。	変更なし。
第四十六条 核及びその他の管理品目の輸出で、本法にまだ規定のないものは、関連法律・行政法規の規定に基づいて実行する。	第四十六条 核及びその他の管理品目の輸出で、本法にまだ規定のないものは、関連法律・行政法規の規定に基づいて実行する。	変更なし。
第四十七条 <u>海外の軍事行動</u> 、対外軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出は、関連法律法規の規定に基づいて実行する。	第四十七条 <u>武装力量の海外運用</u> 、対外軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出は、関連法律法規の規定に基づいて実行する。	前回草案の「海外の軍事行動」が「武装力量の海外での運用」とされた。 ※国防法により、「武装力量」は、「人民解放軍現役部隊、予備役部隊、人民武装警察部隊、民兵によって組織される」と規定。
第四十八条 本法は〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。	第四十八条 <u>いかなる国家あるいは地域も輸出管理措置を濫用して、中華人民共和国の国の安全と利益に危害を及ぼした場合は、中華人民共和国は実際の状況に基づき、当該国あるいは地域に対して対等の措置を採ることが出来る。</u>	商務部草案意見募集草稿の第九条の報復条項の復活。
	第四十九条 本法は 2020 年 12 月 1 日より施行する	施行日の決定